

令和5年10月1日より宿泊・会食の補助制度が変わります！

健康・福祉 担当
☎06-6941-3991

令和5年9月30日のご利用分まで

(1) 宿泊利用補助

対象者	組合員及び被扶養者（小学生以上）
補助額	○アウィーナ大阪、花のいえ 組合員：4,000円 被扶養者：3,300円 ●その他の対象施設 組合員：3,000円 被扶養者：2,500円
補助回数	○アウィーナ大阪、花のいえ 各施設 月3回まで *組合員、被扶養者それぞれ上記回数まで ●その他の対象施設 年間3回まで *組合員、被扶養者それぞれ上記回数まで
利用方法	○アウィーナ大阪、花のいえ 利用当日、利用者が 組合員証（被扶養者証） を施設へ提示 ●その他の対象施設 利用当日、施設へ 組合員証（被扶養者証） を提示のうえ、事前に支部から発券された補助券を提出（※） （※）大阪支部での補助券発行は、令和5年9月29日（金）までとなります。（9月30日が土曜日のため） この補助券は令和6年3月31日まで補助券に記載の施設にて利用可能です。

(2) 会食利用補助（アウィーナ大阪、花のいえ）

対象者	組合員及び3親等以内の親族
補助額	1人5,000円以上の会食利用の場合、1人につき2,000円補助
補助回数	回数制限なし
利用方法	「会食利用補助申請書」に記入のうえ、会食当日、利用施設のフロントへ提出

New!!

令和5年10月1日以降のご利用から

(1) 宿泊利用補助

対象者	組合員及び被扶養者（小学生以上）
補助額	アウィーナ大阪、花のいえ、その他の対象施設（※） 組合員・被扶養者一律3,000円
補助回数	令和5年10月1日～令和6年3月31日の半年間で6回まで 令和6年度からは1年度内12回 *組合員、被扶養者合わせて上記回数まで
利用方法	支部ホームページの組合員専用ページより 自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、利用当日、施設へ組合員証（被扶養者証）を提示のうえ、補助券を提出

（※）補助対象施設を変更します。詳細は、後日支部ホームページでお知らせします。

(2) 会食利用補助（アウィーナ大阪、花のいえ）

対象者	組合員及び3親等以内の親族（ 組合員又は被扶養者を必ず伴う会食 ）
補助額	1人5,000円以上の会食利用の場合、1人につき2,000円補助
補助回数	令和5年10月1日～令和6年3月31日までの半年間で 組合員1人につき6人分補助（※） （※）補助券は 組合員1人につき、6枚分まで出力できます。 令和6年度からは1年度内12人分補助（補助券は 組合員1人につき、12枚分まで出力できます。 ）
利用方法	支部ホームページの組合員専用ページより 自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、会食当日、施設へ組合員証又は被扶養者証を提示のうえ、補助券を提出

